

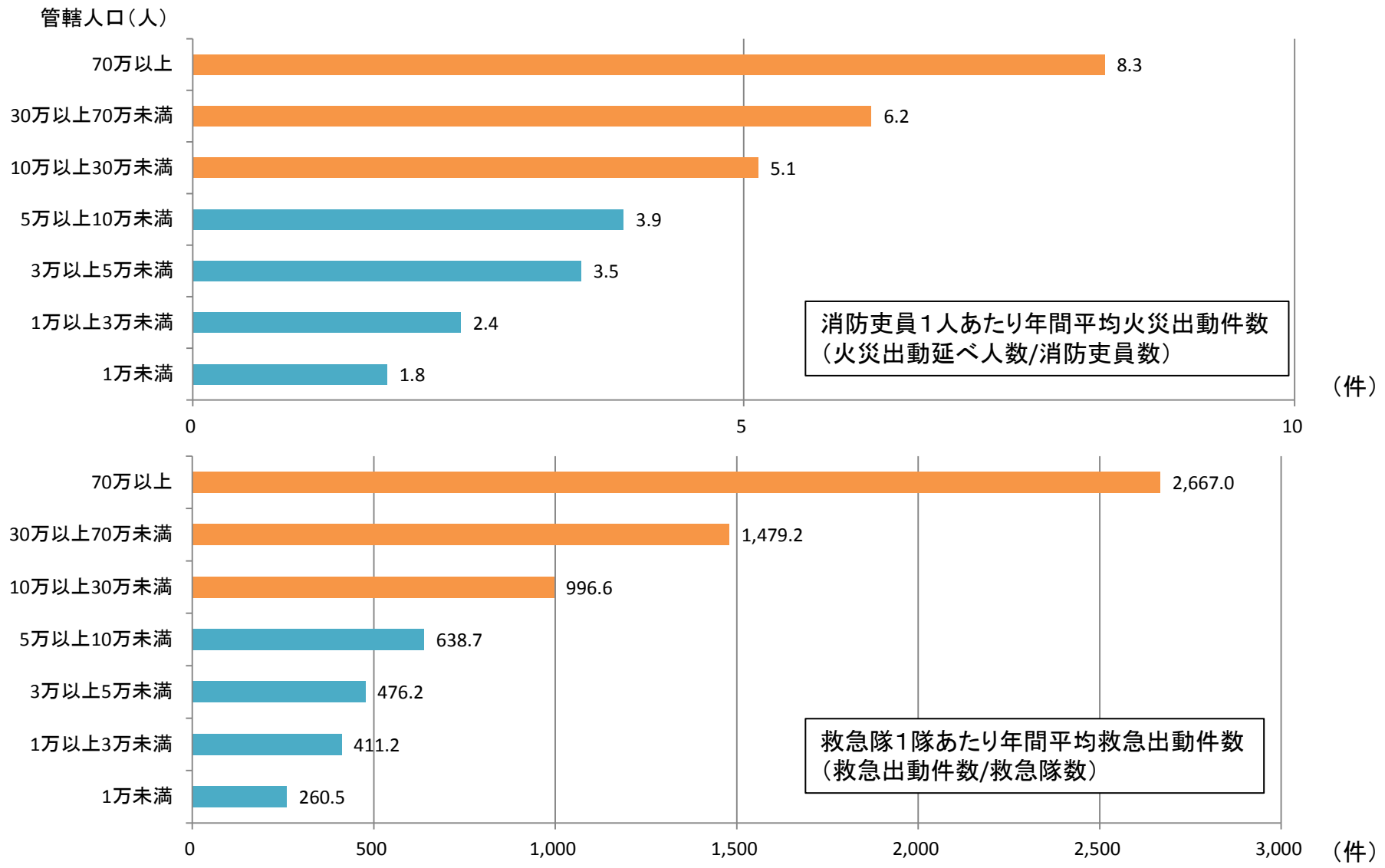
消防本部規模別データ

資料 2

- ① 消防吏員 1 人あたり年間火災出動件数
救急隊 1 隊あたり年間救急出動件数
- ② 1 消防本部あたり救急搬送人員数の推移
(2010 年を 1 とした場合)
- ③ 救急自動車による現場到着所要時間
- ④ 覚知から放水までの時間
- ⑤ 予防技術資格者充足率
- ⑥ 立入検査の実施状況
- ⑦ 重大な消防法令違反に対する対応状況

①消防吏員1人あたり年間火災出動件数、救急隊1隊あたり年間救急出動件数

小規模な消防本部ほど、火災・救急ともに出動件数が少なく、特に救急出動件数に差がある。



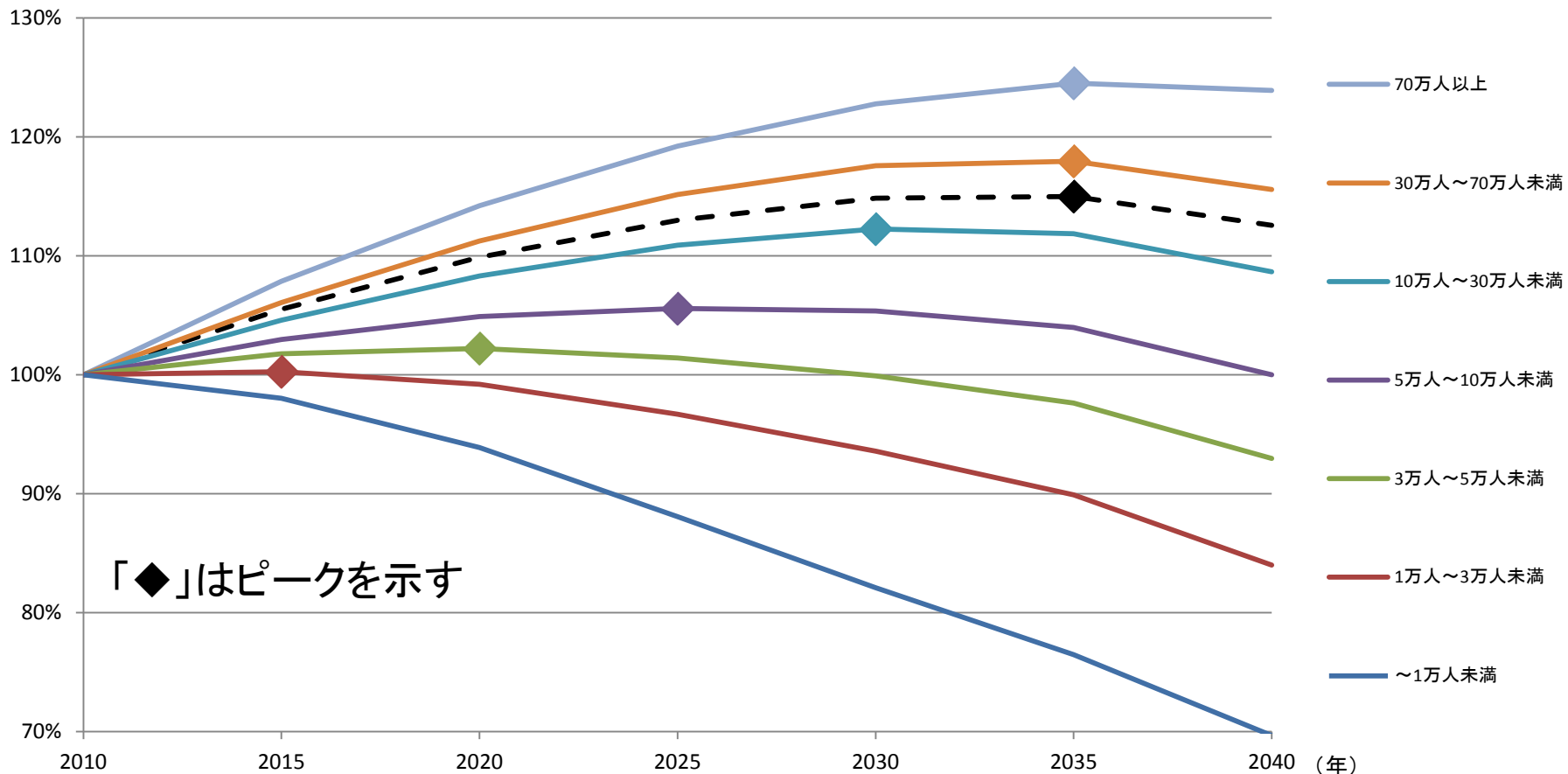
火災出動延べ人数、消防吏員数、救急出動件数は、平成26年度消防防災・震災対策現況調査(H25.1.1～H25.12.31)による
救急隊数は、平成26年度救急・救助現況調査(H26.3.31現在)による

② 消防本部規模別 1消防本部あたり救急搬送人員数の推移 (2010年を1とした場合)

全国的に2035年頃まで救急需要は増加を続ける。

大規模な消防本部(管轄人口30万人以上)においては、全国平均を上回るペースで需要増が続く一方小規模な消防本部になるほど、需要増の割合が低く、需要のピークも早くなる傾向がある。また、非常に小規模な消防本部(管轄人口1万人未満)では、すでにピークを迎え、減少に転じていると考えられる。

救急搬送人員数の割合(2010年比)

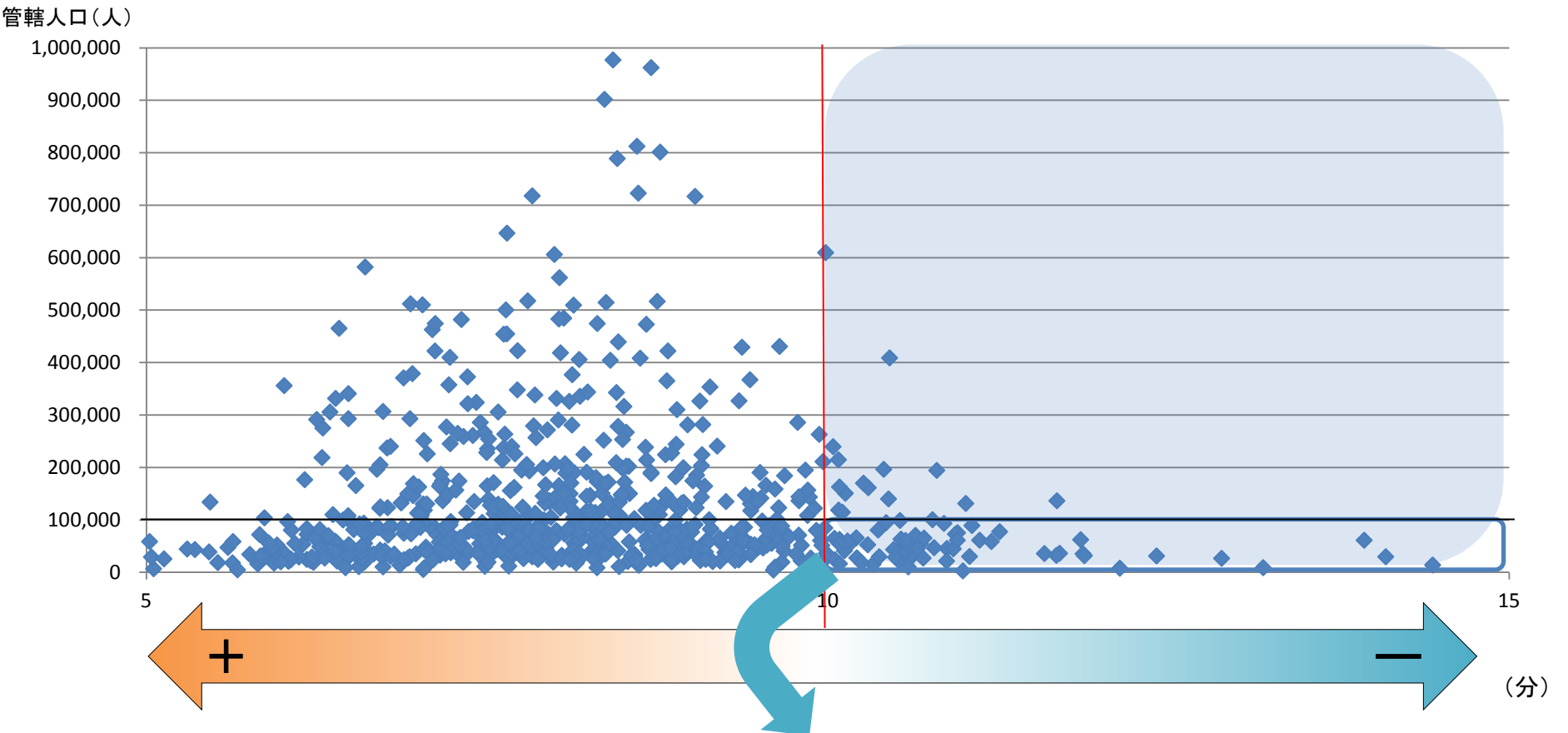


平成27年4月1日時点の消防本部により算出

国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)』の市町村の年齢階層別推計人口に、全国の年齢階層別平均救急搬送率(H19～H21)を乗じて算出

③救急自動車による平均現場到着所要時間(救急事故の覚知から現場到着まで)

救急の平均現場到着時間が10分以上の消防本部は、小規模な消防本部の比率が高い。



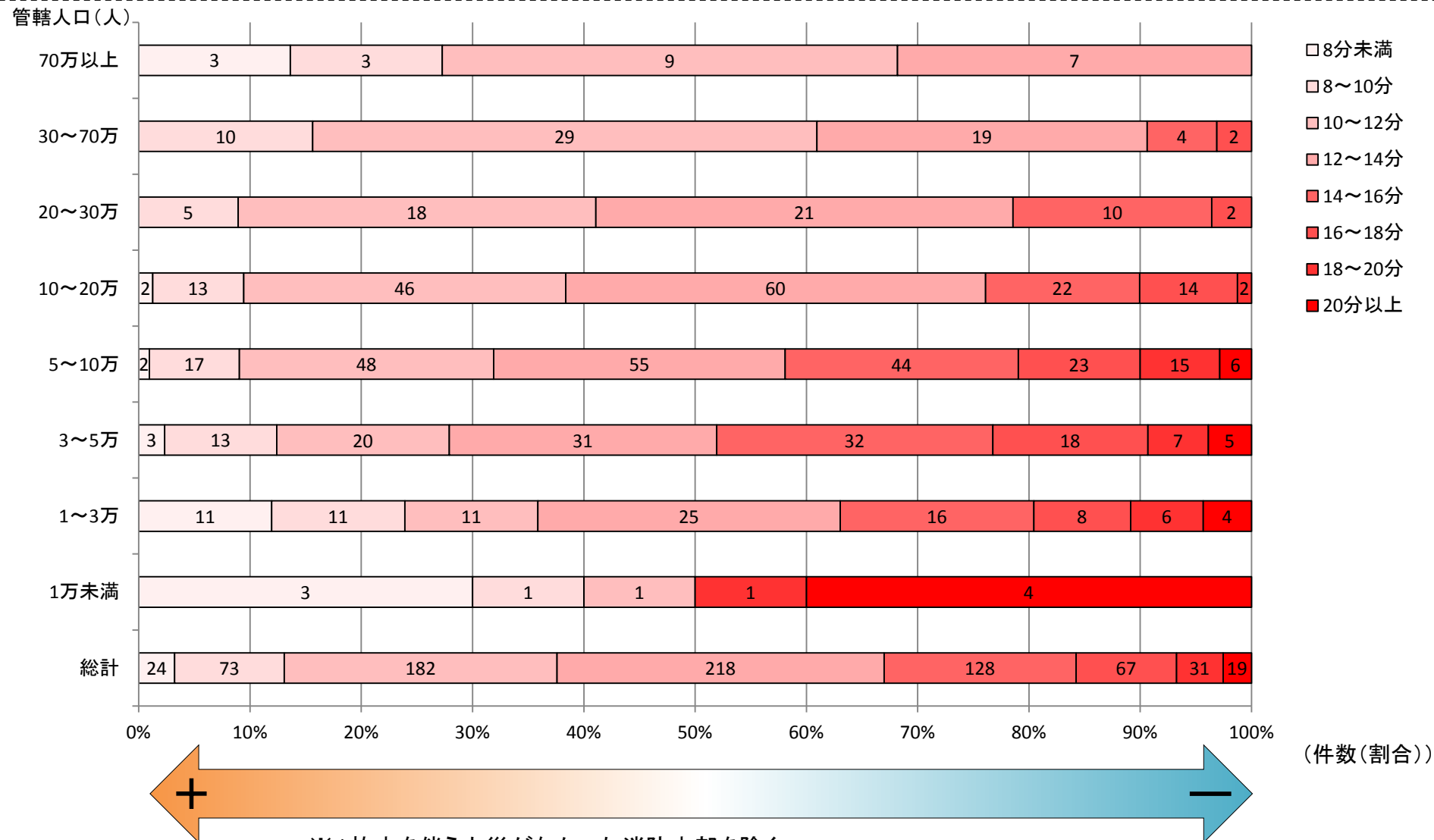
管轄人口 (人)	1万未満	1万以上 3万未満	3万以上 5万未満	5万以上 10万未満	10万以上 30万未満	30万以上 70万未満	70万以上
10分以上の 本部数	3	16	15	26	13	1	1
全体の割合	13.6% (60/440)				5.1% (15/293)		

※H26.4.1以降に広域化等がされた本部を除く

救急・救助の現況調査(H26.3.31時点)により作成

④ 消防本部規模別 覚知から放水までの時間

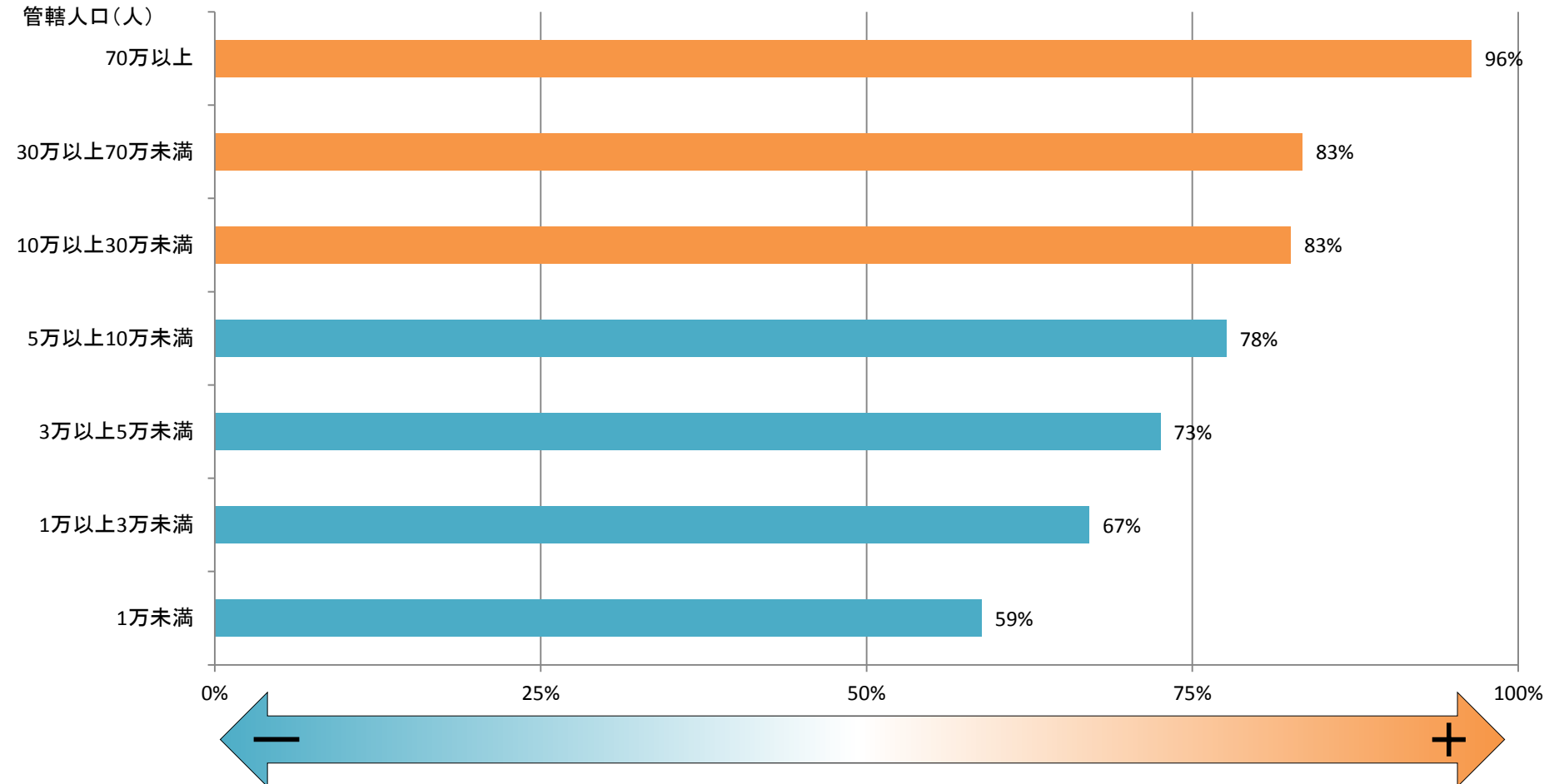
小規模な消防本部ほど、火災の覚知から放水までに時間を要する傾向が見られる。



平成26年火災報告(H26.1.1～H26.12.31)により作成

⑤ 消防本部規模別 予防技術資格者充足率 (資格者を配置している係の数／予防業務を担当している係の数)

小規模本部ほど、予防技術資格者の充足率が低い。



※1 予防技術資格者：試験合格者（予防技術資格者として認定を受けた者のうち予防技術資格者の資格を定める件（平成17年消防庁告示第13号）第1条第1号に定める消防庁長官が指定する試験（予防技術検定）に合格した者）及び附則第4項適用者（、予防技術資格者として認定を受けた者のうち予防技術資格者の資格を定める件（平成17年消防庁告示第13号）附則第4項各号の適用を受けた者）

※2 消防力の整備指針第32条第3項：消防本部及び消防署において、火災の予防に関する業務等を的確に行うため、火災の予防を担当する係又は係に相当する組織には、当該消防本部及び消防署の管轄区域に存する防火対象物、危険物の製造所等の種類、規模等を勘案し、火災の予防に関する高度な知識及び技術を有するものとして消防庁長官が定める資格を有する予防技術資格者を一人以上配置するものとする。

⑥ 消防本部の規模別の立入検査の実施状況

立入検査の実施率は、全国平均で22.3%と低調だが、管轄人口30万人以上の本部においては、一本部当たりの防火対象物数が多い中、比較的实施率が高い。

管轄人口 (消防本部数)	防火対象物数 (一本部当たりの防火対象物数)	立入検査回数 (一本部当たりの立検回数)	実施率
A (B)	C (C÷B)	D (D÷B)	E (D÷C)
1万人未満 (12)	4,995 (412)	1,236 (103)	24. 7%
1万人以上 3万人未満 (101)	77,966 (771)	21,507 (212)	27. 6%
3万人以上 5万人未満 (135)	180,149 (1,334)	35,923 (266)	19. 9%
5万人以上 10万人未満 (216)	526,523 (2,437)	96,114 (444)	18. 3%
10万人以上 30万人未満 (222)	1,166,324 (5,253)	201,205 (906)	17. 3%
30万人以上 70万人未満 (63)	829,715 (13,161)	206,186 (3,272)	24. 9%
70万人以上 (21)	1,216,405 (57,924)	328,446 (15,640)	27. 0%
全国 (770)	4,002,086 (5,197)	890,617 (1,156)	22. 3%

⑦ 重大な消防法令違反に対する対応状況(特定防火対象物に係るもの)

i 自動火災報知設備

是正指導率については消防本部の規模にかかわらず高水準。警告率、命令率については全体的に低い。管轄人口70万人以上の本部においては比較的高い状況。

管轄人口 (消防本部数)	設置義務数	違反数 (違反率)	是正指導数 (是正指導率)	警告数 (警告率)	命令数 (命令率)
A	B	C (C÷B)	D (D÷C)	E (E÷C)	F (F÷C)
1万人未満 (15)	1,163	32 (2.75%)	23 (71.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
1万人以上 3万人未満 (97)	14,995	325 (2.17%)	323 (99.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
3万人以上 5万人未満 (128)	29,374	480 (1.63%)	473 (98.5%)	2 (0.4%)	0 (0.0%)
5万人以上 10万人未満 (211)	87,267	1,732 (1.98%)	1,699 (98.1%)	19 (1.1%)	1 (0.1%)
10万人以上 30万人未満 (214)	170,251	3,688 (2.17%)	3,548 (96.2%)	17 (0.5%)	0 (0.0%)
30万人以上 70万人未満 (62)	115,356	2,707 (2.35%)	2,705 (99.9%)	29 (1.1%)	11 (0.4%)
70万人以上 (23)	175,862	487 (0.28%)	487 (100.0%)	47 (9.7%)	4 (0.8%)
全国 (750)	594,268	9,451 (1.59%)	9,258 (98.0%)	114 (1.2%)	16 (0.2%)

◆重大な消防法令違反:自動火災報知設備について、設置義務面積の過半以上未設置又は機能に重大な支障があるもの

◆特定防火対象物:百貨店、旅館、病院、地下街、複合施設など、多数の者が出入りする防火対象物

◆重大な消防法令違反対象物に係る実態等のフォローアップ調査(平成27年6月30日消防予第265号)の調査結果(調査基準日:平成27年6月30日)

◆是正指導数:違反対象物に対しては口頭での是正指導が行われているが、本欄では、口頭に加え文書により指導されているものを計上

ii スプリンクラー設備

是正指導率については消防本部の規模にかかわらず高水準。警告率、命令率については全体的に低い。管轄人口70万人以上の本部においては比較的高い状況。

管轄人口 (消防本部数)	設置義務数	違反数 (違反率)	是正指導数 (是正指導率)	警告数 (警告率)	命令数 (命令率)
A	B	C (C÷B)	D (D÷C)	E (E÷C)	F (F÷C)
1万人未満 (15)	145	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)
1万人以上 3万人未満 (97)	1,742	6 (0.34%)	6 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
3万人以上 5万人未満 (128)	3,588	16 (0.45%)	16 (100.0%)	2 (12.5%)	0 (0.0%)
5万人以上 10万人未満 (211)	10,396	51 (0.49%)	51 (100.0%)	5 (9.8%)	0 (0.0%)
10万人以上 30万人未満 (214)	21,466	104 (0.48%)	103 (99.0%)	5 (4.8%)	0 (0.0%)
30万人以上 70万人未満 (62)	14,541	66 (0.45%)	66 (100.0%)	2 (3.0%)	1 (1.5%)
70万人以上 (23)	22,252	30 (0.13%)	30 (100.0%)	7 (23.3%)	1 (3.3%)
全国 (750)	74,130	273 (0.37%)	272 (99.6%)	21 (7.7%)	2 (0.7%)

- ◆重大な消防法令違反:スプリンクラー設備について、設置義務面積の過半数以上未設置又は機能に重大な支障があるもの
- ◆特定防火対象物:百貨店、旅館、病院、地下街、複合施設など、多数の者が出入りする防火対象物
- ◆重大な消防法令違反対象物に係る実態等のフォローアップ調査(平成27年6月30日消防予第265号)の調査結果(調査基準日:平成27年6月30日)
- ◆是正指導数:違反対象物に対しては口頭での是正指導が行われているが、本欄では、口頭に加え文書により指導されているものを計上

iii 屋内消火栓設備

是正指導率については消防本部の規模にかかわらず高水準。警告率、命令率については全体的に低い、管轄人口70万人以上の本部においては比較的高い状況。

管轄人口 (消防本部数)	設置義務数	違反数 (違反率)	是正指導数 (是正指導率)	警告数 (警告率)	命令数 (命令率)
A	B	C (C÷B)	D (D÷C)	E (E÷C)	F (F÷C)
1万人未満 (15)	258	8 (3.10%)	8 (100.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)
1万人以上 3万人未満 (97)	2,579	60 (2.33%)	60 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
3万人以上 5万人未満 (128)	4,786	122 (2.55%)	122 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
5万人以上 10万人未満 (211)	12,898	410 (3.18%)	406 (99.0%)	14 (3.4%)	1 (0.2%)
10万人以上 30万人未満 (214)	24,987	822 (3.29%)	815 (99.1%)	13 (1.6%)	3 (0.4%)
30万人以上 70万人未満 (62)	17,526	661 (3.77%)	661 (100.0%)	10 (1.5%)	0 (0.0%)
70万人以上 (23)	27,719	151 (0.54%)	151 (100.0%)	17 (11.3%)	1 (0.7%)
全国 (750)	90,753	2,234 (2.46%)	2,223 (99.5%)	55 (2.5%)	5 (0.2%)

◆重大な消防法令違反: 屋内消火栓設備について、設置義務面積の過半以上未設置又は機能に重大な支障があるもの

◆特定防火対象物: 百貨店、旅館、病院、地下街、複合施設など、多数の者が出入りする防火対象物

◆重大な消防法令違反対象物に係る実態等のフォローアップ調査(平成27年6月30日消防予第265号)の調査結果(調査基準日: 平成27年6月30日)

◆是正指導数: 違反対象物に対しては口頭での是正指導が行われているが、本欄では、口頭に加え文書により指導されているものを計上

違反是正の流れ

【ポイント】

- 立入検査において、消防機関が違反を覚知した場合、その旨を通知するとともに、まずは是正指導を行うのが一般的。
- 火災危険性・悪質性が高い防火対象物については、命令等の措置を講ずる。
なお、行政指導から行政処分(命令)に至る場合は、通常、その前段として警告を実施。

【一般的な流れ】

